

## 第5章 全てに共通する施策

### 第1節 全ての主体における環境配慮行動の促進・支援

#### (1) 環境配慮行動に向けたインセンティブの向上

環境政策課

##### ○ みやぎe行動宣言登録事業

みやぎe行動（eco do!）宣言とは、県民や事業者が環境にやさしい暮らし方や事業活動に取り組むことを県に宣言し、県がその内容を登録することで、環境配慮行動の実践を促す制度です。県で設定している環境配慮行動の項目の中から、既に実践しているもの、またはこれから取り組もうと思うものを選択し、宣言する形式で、県民向けの「わたしのe行動宣言」と事業者向けの「わが社のe行動宣言」があります。

また、宣言登録後の取組を実践する方々を認定し、その取組の継続的实践を促しています。

なお、ISO141001、エコアクション21、みちのくEMSの認証取得事業者及びわが社のe行動（eco do!）宣言認定を受けた事業者は、環境配慮事業者の登録を受けた場合、県の物品及び役務の調達において当該者を優先的に取り扱うことで、環境保全活動の促進を支援しています。

**「わたしのe行動(eco do!)宣言」登録書**

私は、持続可能な社会を築き、将来世代に豊かな環境を残していくため、環境にやさしい行動を行うことを宣言します。

記

選択項目	選択項目
1 家庭や学校、職場、地域でできる環境保全活動について考えます。	14 冷蔵庫を控え、まず衣類で工夫し、冷蔵庫器具の使用時間を短くします。
2 家庭や町内会、学校、職場などで一緒に環境保全活動に取り組みます。	15 冷蔵庫の設定温度は28℃、暖房の設定温度は20℃程度を目安とします。
3 メモを書いて計画的な買い物をします(無駄なものは買いません)。	16 冷蔵庫にはものを詰め過ぎないようにします。
4 買い物に行く時は、マイバッグを持参し、不要なレジ袋をもらいません。	17 冷蔵庫内の設定温度を適切にします。
5 形やデザインだけでなく、環境負荷、消費電力、燃費などに注意して商品を選びます。	18 電気ボットや使用ヒーター、炊飯器等での長時間保温をしません。
6 野菜は旬のものや県内産の産地ものを選びます。	19 風呂は時間を短くせずに続けて入るようになります。
7 近距離は車の使用を控え、歩いたり、自転車を使用します。	20 水道やシャワーの蛇口をこまめに止めます。
8 急発進をせず、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフに心がけます。	21 洗濯物の量や乾燥機の容量の80%程度に抑え、まとめて使うようにし、洗剤等は使い過ぎないようにします。
9 車のタイヤの空気圧等のチェックをします。	22 みそ汁などの汁物は、残らないように考えて調理します。
10 点灯時間を短くし、人のいない場所など、不要な照明は消します。	23 作りすぎ、食べ残し、飲み残しをしないようにします。
11 白熱灯を電球型省エネ灯に取り替えます。	24 電気製品や家具は、壊れても修理して使えないらへんをまず考え、安易に買い替えません。
12 テレビやパソコン、ビデオなどは見ていない時や使わない時につけっぱなしはしません。	25 ごみは種類ごとにきちんと分別し、市町村のリサイクルに協力します。
13 テレビやパソコン、ビデオなどの主電源は、こまめに切ります。	

宣言登録者: \_\_\_\_\_ 様  
登録番号: \_\_\_\_\_

e co do!  
行動!

令和4年4月27日

e行動宣言認定者には、県から「認定書」が届きます!

## (2) グリーン購入の促進

### ○ グリーン購入促進事業

環境政策課

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮するとともに、品質や価格だけでなく環境に配慮された製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する取組です。

県は、平成18年4月に、環境負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築に寄与することを目的として、グリーン購入の取組における県・県民・事業者等それぞれの役割を明記したグリーン購入促進条例を制定しました。

これまで、企業や団体に対する出前講座を実施するとともに、環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定し、その普及啓発に努めるほか、グリーン購入を促進するための活動を行う民間団体「みやぎグリーン購入ネットワーク」（以下、「みやぎGPN」という。）への支援を通じて、県内のグリーン購入の普及に取り組んできました。

令和3年度は、みやぎGPNと共同でセミナーを開催しました。

### ○ 県が行うグリーン購入

環境政策課

県は、グリーン購入促進条例に基づき、グリーン購入の推進に関する基本方針及び計画を定め、県の事務事業において重点的に調達を推進すべき環境配慮物品等について積極的に調達を行っているほか、グリーン購入の促進に資すると認められる環境物品等を「宮城県グリーン製品」として認定し、県発注の公共事業において利用するなど、普及拡大に努めています。

令和3年度は、22分類、280品目の物品等についてグリーン購入に取り組み、県全体のグリーン購入率は99.1%でした。

### ○ 業務委託等における環境配慮の推進

環境政策課

県では、各種調査、施設管理及び印刷等の業務を委託する際に、環境配慮事項を仕様書に記載する等の方法により、事業者へ環境配慮の実施を要請する取組を実施しています。令和3年度は、1,472件のうち、1,320件（89.7%）について要請を行いました。

## (3) 県自らの環境配慮行動の推進

### ○ 県の役割

環境政策課

県は、事業者・消費者の立場から、自らの事務事業の中で消費するエネルギーの抑制や、廃棄物の3R、グリーン購入等の環境配慮行動を推進するために、平成10年2月に「宮城県環境保全率先実行計画」を策定しました。

令和3年3月には第6期計画を策定し、更なる

地球温暖化対策と省エネルギー対策に取り組むこととしています。

### ○ 計画の目標達成状況

県は、平成13年から平成20年までの間に取得していたISO14001による環境管理の経験を踏まえ、平成21年から独自の「宮城県環境マネジメントシステム」を確立し、計画の進行管理を行っています。

令和3年度は、第6期計画に基づき環境配慮行動の推進に取り組み、「廃棄物の発生量」、「庁舎での水使用量」の2項目において、目標を達成しました。

一方、新型コロナウイルス感染症対策のため業務が増加したことなどにより、「庁舎内での電気使用量」や「庁舎内での燃料使用量」などの6項目で目標未達成となりましたが、そのうち「温室効果ガスの排出量」や「用紙類の購入量」については、前年度よりも数値が改善しました。

今後は、策定予定の「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」に基づき、県有施設のゼロエネルギー化の推進や再生可能エネルギーの最大限の活用のほか、ペーパーレス化などの環境配慮行動の推進に取り組んでいきます。

▼表2-5-1-1 宮城県環境保全率先実行計画の目標達成状況

項目	第6期計画目標		基準年度値 (令和元年度)	数値目標 (対基準年度)	令和7年度 目標値	令和3年度 目標値 (基準年度比増減)	令和3年度 実績値 (基準年度比増減)	目標達成状況		参考 前年度 実績	
	項目	単位						目標達成 状況	前年度比 増減		
温室効果 ガス	1	温室効果ガスの排出量 (二酸化炭素換算量)	トン	69,270	8.2%削減	63,590	67,377 (▲2.7%)	68,019 (▲1.8%)	△	▲4.0%	70,846
省エネ	2	庁舎内での電気使用量	千kWh	74,188	6%削減	69,737	72,704 (▲2.0%)	78,148 (5.3%)	×	2.5%	76,212
	3	庁舎内での燃料使用量 (熱量換算)	GJ	196,161	6%削減	184,391	192,238 (▲2.0%)	225,745 (15.1%)	×	0.8%	224,035
	4	公用車の燃料使用量(熱量 換算)(緊急車両を除く。)	GJ	26,283	5%削減	24,969	25,845 (▲1.7%)	27,281 (3.8%)	×	12.4%	24,266
用紙	5	用紙類(コピー用紙及び印 刷用紙)の購入量	百万枚	217.9	5%削減	207.0	214.3 (▲1.7%)	217.0 (▲0.4%)	△	▲1.3%	219.9
廃棄物	6	廃棄物の発生量	トン	3,296	5%削減	3,131	3,241 (▲1.7%)	3,045 (▲7.6%)	○	▲2.2%	3,114
	7	廃棄物の再資源化率	%	36.4	廃棄物発生量 の40%以上	40.0	37.6 (1.2ポイント)	37.2 (0.8ポイント)	×	▲0.8ポイント	38.0
水	8	庁舎での水使用量	千㎡	727	5%削減	691	715 (▲1.7%)	687 (▲5.5%)	○	2.8%	668

○:目標達成、△:目標未達成だが数値改善、×:目標未達成かつ数値悪化

## 第2節 環境経営等の促進・支援

### ○ 環境配慮型経営を行う中小企業者への支援

#### 商工金融課

「宮城県中小企業融資制度」では、環境配慮型経営に係る第三者認証等を取得している中小企業者に対して融資利率を0.1%引き下げています。

また、ISO14001の認証取得等に必要となる経費を融資対象とした「環境安全管理対策資金」のほか、「再生可能エネルギー推進支援資金」により、再生可能エネルギー発電事業を行う県内中小企業者の資金調達を支援しています。

## 第3節 環境教育、情報の集約・発信、普及啓発

### (1) 宮城県環境教育基本方針

#### 環境政策課

県では、平成29年3月に策定した「宮城県環境教育基本方針」に掲げる基本理念や推進施策に基づき、環境教育・環境学習の推進に取り組んでいます。

#### ① 計画期間

平成29年度から10年間

#### ② 目指す将来像

・持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会

#### ③ 基本理念

- ・環境問題を自らの問題として捉え、人間と環境との関わりを学ぶこと。
- ・環境がもたらす恵みといのちを大切に思う心を育むこと。
- ・自発的な環境保全活動を通じ、地域環境ひいては地球環境をより良いものにしていくこと。

・多様な主体の連携・協働の下、環境のもたらす恵みを将来世代へ引き継いでいくこと。

#### ④ 基本的な方向性

- ・人材の育成・活用
- ・環境教育施設等の充実
- ・各主体・場の取組の推進
- ・民間団体等との協働促進
- ・関心から行動へと「つなぐ」ための取組推進
- ・国際的視野での取組促進や多様な課題への対応
- ・環境教育プログラム整備・体系化の推進

#### ⑤ 取組状況

「中核人材の発掘と育成」や「人材を活用した環境教育の推進」などの推進施策に基づき、事業を実施しています。

地域や学校では、環境教育リーダー制度を活用した学習会や出前講座等が開催されるなど、環境教育・環境学習の着実な推進が図られています。また、地球温暖化や3R、自然環境等をテーマと





○ 水環境教育の推進

環境対策課

水生生物を指標として河川の水質を総合的に評価するため、また、環境問題への関心を高めるため、環境省と国土交通省では、一般市民等に参加を呼びかけて全国水生生物調査を実施しています。令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により調査は中止となりました。

なお、県では釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画に基づき、水質保全意識の普及啓発のため、釜房ダム流域の小学生を対象とした水辺教室を開催しています。

○ ルルブル・エコチャレンジ事業

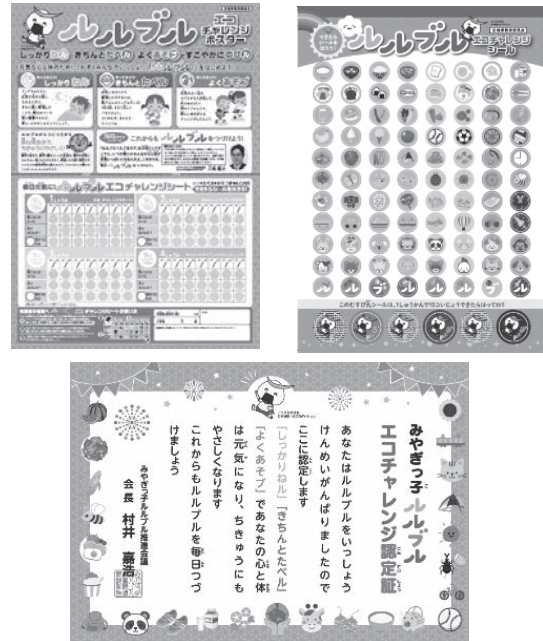
義務教育課

本県独自の取組であるルルブル(しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル)とエコ活動の大切さを伝える「ルルブル・エコチャレンジ事業」を、平成28年度から実施しています。

本事業では、県内の幼児・児童(小学校低学年)を対象として、ルルブルとエコ活動を組み合わせた内容により、家庭で取り組めるポスター、シールを制作・配布しており、令和3年度は、夏休み期間などを利用して取り組んだ21,959人に認定

証を送付しました。

親子で楽しみながらルルブルを実践することにより、子供たちの基本的生活習慣の定着促進を図るとともに、環境教育を推進し、成果として節電による二酸化炭素の削減につなげています。



▲令和3年度ルルブル・エコチャレンジポスター、シール、認定証

(3) 環境教育の基盤整備

○ 学習機会の提供と施設の整備

環境政策課・自然保護課

本県の豊かな自然環境を将来にわたって保全するとともに、多様化する環境問題に対応していくためには、県民一人ひとりが環境との関わりについての認識を深め、環境に配慮した生活に努めて

いくことが重要です。

県では、県民が身近な自然環境を体験し、また、自ら学習することを通じて、環境への認識を深める機会を提供するため、県内各地に環境教育推進施設を設置・運営しています。

▼表2-5-3-3 県内の環境教育推進施設

施設名	所在地	開設日	施設の概要	令和3年度利用者数
伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター	栗原市若柳字上畑岡敷味17番地の2	平成3年	国内2番目に登録されたラムサール条約湿地であり、世界的に有数な冬鳥の渡来地である伊豆沼・内沼及び周辺地域に関する自然環境の調査研究、環境教育などの機能を有し、これらの自然環境保全の拠点施設である。(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/sanc.html)	31,153人
蔵王野鳥の森自然観察センター	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原162-1	平成6年	蔵王の自然、野鳥の生態に関する展示や体験学習など、自然保護思想の普及啓発、環境教育などの機能を有し、野鳥をはじめとした多種多様な生物種が生息・生育する「蔵王野鳥の森」の自然環境保全の拠点施設である。(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/kotori.html)	8,311人
県民の森	宮城県利根町神谷沢字菅野沢41	昭和44年	明治100年記念事業の1つとして開園。その後、楽しみながら自然を理解する施設として、アスレチックコースや音楽堂、遊歩道などを整備した。仙台近郊に位置することから、都市近郊の森林レクリエーションの場及び野外活動の場として利用者は多い。(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/kenmin.html)	253,059人
昭和万葉の森	黒川郡大衡村大衡字平林117	平成元年	昭和天皇御在位60年を記念して、昭和30年に第6回全国植樹祭会場となった大衡村平林地内の松林(通称御成山)周辺を整備した森林公園。万葉植物を通じた歴史・文化・自然科学の学びの森として、そして歌会や茶会などの場所として利用されている。(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/manyou.html)	44,844人
こもれびの森	栗原市花山草木沢角間10-7	平成5年	スギなどの人工林のほか、樹齢200年以上のブナやミズナラの天然林をはじめ、野生鳥獣も数多く生息する一松山県有林及びその周辺に、自然観察遊歩道や森林・林業の知識を習得できる「森林科学館」を整備し、森林・林業、自然環境に対する理解を深める場として利用されている。(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/komorebi.html)	3,413人
環境情報センター	仙台市宮城野区幸町四丁目7番2号(宮城県保健環境センター内)	平成2年	県民、事業者及び市町村等へ各種環境情報を提供する場として県保健環境センター内に設置している。各種情報機器の整備のほか、書籍、パンフレット、映像ソフト、啓発パネル等を収集・作成・展示し、センター内での閲覧・利用のほか、貸出を行っている。また、環境活動を行う県民同士の打合せや交流、セミナー等に用いることのできるスペースも設けられている。(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hokans/meic-index.html)	14,452人

## 第4節 環境の保全・活用に関する協定の締結、開発行為における環境配慮

### 1 環境の保全・活用に関する協定の締結

#### (1) 環境配慮基本協定

##### 環境対策課

環境配慮基本協定とは、宮城県に立地する事業者（工場・事業所の面積が20ha以上のもの）の自主的な環境配慮への取組を促進するために策定した「事業活動における環境配慮推進ガイドライン」（平成21年12月）に基づいて、事業者と県、市町村が締結するものです。

このガイドラインでは、操業前及び操業後において、事業者がガイドラインに示す4つの環境配慮事項（①地球環境保全への貢献、②資源循環型社会の形成、③自然環境の保全とやすらぎや潤いのある身近な環境の保全及び創造、④安全で良好な生活環境の確保）の中から、事業の内容や地域の状況に応じた適切な環境配慮事項を選択し、自ら構築する環境マネジメントシステムの中に計画として取り込み、計画から改善までの一連のプロセスを推進していくこととしています。

また、事業者は、ISO14001をはじめとする環境認証の導入や外部の第三者機関によるチェックにより、自らの環境マネジメントシステムを運用していくとともに、「環境配慮基本協定」に基づ

いて、定期的に県への報告等を行います。

一方、県は、「環境配慮基本協定」に基づく事業者の取組を公開するなどして環境配慮に積極的に取り組む事業者の認知度を高め、企業イメージの向上を支援することなどが盛り込まれています。これにより、事業者と行政が連携して環境配慮の実効性の確保と取組推進を図るものです。

この協定を締結する事業者は、原則として事業所の立地が決まり次第、知事との協議を開始し、事業活動を開始するまでに協定を締結することになります。

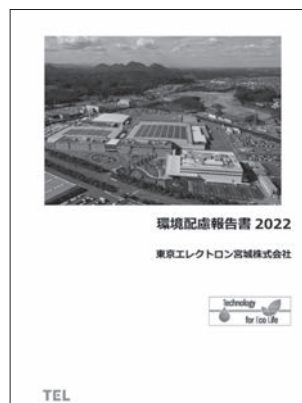
平成23年1月に、協定第一号として、県及び大衡村は、セントラル自動車株式会社との間で「環境配慮基本協定」を締結しました。また、平成23年5月には、県及び大和町は、東京エレクトロン宮城株式会社との間で、環境配慮基本協定を締結しました。

令和3年度も前年度に引き続き、上記二社において実施された環境配慮への取組や、目標値に対する達成状況等が「環境配慮報告書」として、県及び関係町村に報告されました。

▼表2-5-4-1 環境配慮基本協定の締結状況

年度	締結年月日	対象事業所	所在地	協定締結者
平成22年度	平成23年1月13日	トヨタ自動車東日本株式会社 宮城大衡工場 (平成24年7月 社名変更 <sup>※</sup> )	大衡村	トヨタ自動車東日本株式会社 宮城県 大衡村
平成23年度	平成23年5月26日	東京エレクトロン宮城株式会社 本社工場	大和町	東京エレクトロン宮城株式会社 宮城県 大和町

※平成24年7月に、関東自動車工業(株)、セントラル自動車(株)、トヨタ自動車東北(株)の3社が統合し、トヨタ自動車東日本(株)となったことに伴い、同年8月17日付けで協定の変更を行った。



#### ▲トヨタ自動車東日本株式会社(左)及び東京エレクトロン株式会社(右)から提出された環境配慮報告書

トヨタ自動車東日本株式会社及び東京エレクトロン宮城株式会社から提出された「環境配慮報告書」につきましては、環境対策課のホームページから御覧いただくことができます。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/index-kankyohairyo.html>

(2) 公害防止に関する協定

環境対策課

公害防止に関する協定（以下「公害防止協定」という。）とは、地方公共団体や住民団体等と事業者との間で、事業活動に伴う公害を防止するために、事業者がとるべき措置を相互の合意により取り交わす約束のことです。公害防止協定は、公害関係法令を補完するとともに、企業が立地する地理的・社会的条件に即したきめ細やかな公害防止対策を実施することができるため、全国的にも数多く締結されています。

県は、昭和46年の仙台港開港に伴い立地した新仙台火力発電所に係る公害防止協定を昭和45年に東北電力株式会社と締結し、以降、仙台湾地域の大煙源を持つ事業所や排水による環境負荷の大きい事業所を中心に公害防止協定を締結してきました。

平成7年の公害防止条例の改正により、公害防止協定の締結根拠を規定し、平成15年4月には、公害防止協定の締結及び運用に関する指針を定め

て公害防止協定締結対象事業所の規模を規定するなど、公害防止協定が担う役割の充実を図ってきましたが、平成24年度に見直し、協定締結事業者の協議及び報告事項等を整理しました。

※ 公害防止協定等の詳細な内容は環境対策課のホームページで御覧いただくことができます。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/index-kyotei.html>

○ 公害防止協定等の締結

県は、公害全般について総合的に公害防止対策を講じる必要がある大規模な事業所の事業者と公害防止協定を、大気中への二酸化硫黄の排出について対策を講じる必要がある事業所の事業者と覚書を締結しています。また、仙台港湾公害防止対策地域に立地する事業所及び県の企業立地促進のための奨励金交付要綱の規定による奨励金対象工場等のうち、ばい煙発生施設等を設置する公害防止協定締結事業者以外の事業者とは公害防止確認書を取り交わしています。

▼表2-5-4-2 公害防止協定の締結状況

(令和4年3月31日現在)

	事業者	事業所	締結自治体	締結年月日		
				当初	最新改定	
仙台湾地域	仙台地域	東北電力株式会社	新仙台火力発電所	宮城県	S45.8.21	R1.10.10
		ENEOS 株式会社	仙台製油所	仙台市	S46.6.14	H25.3.29
		J F E スチール株式会社	仙台製造所	塩竈市	S47.12.14	H25.3.28
		麒麟麦酒株式会社	仙台工場	名取市	S53.1.17	H25.3.28
		東洋製罐株式会社	仙台工場	多賀城市	S54.3.27	H14.5.24
		東北ゴム株式会社	本社工場	七ヶ浜町	H13.5.16	H25.3.28
		仙台パワーステーション株式会社	仙台パワーステーション	利府町	H28.3.2	-
		東北電力株式会社	仙台火力発電所	宮城県・七ヶ浜町	S58.3.3	H29.3.29
	石巻地域	日本製紙株式会社	石巻工場 石巻雲雀野発電所	宮城県 石巻市	S47.12.28	H30.2.28
		東海カーボン株式会社	石巻工場	東松島市	S51.5.29	H25.3.29
株式会社伊藤製鐵所		石巻工場	宮城県・名取市	S51.5.29	H25.3.29	
仙南地域	日本製紙株式会社	岩沼工場	角田市・岩沼市	S47.7.25	H25.3.19	
その他	Y K K A P 株式会社	東北事業所	柴田町・亘理町	S48.6.18	H25.5.22	
	ラピスセミコンダクタ株式会社	宮城工場	宮城県・大崎市	S63.12.5	H25.3.13	
	相馬共同火力発電株式会社	新地発電所	宮城県・大衡村	H2.3.27	H25.2.26	
	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社蔵王工場	宮城県・蔵王町	H7.6.13	H25.3.21	
	三菱マテリアル株式会社、 細倉金属鉱業株式会社	細倉鉱山	宮城県・栗原市	H14.9.5	R3.3.31	
	H.I.S.SUPER 電力合同会社	H.I.S. 角田バイオマスパーク	宮城県・角田市	R2.10.21		



○ 公害防止協定書等の進行管理

公害防止協定書及び覚書（以下「公害防止協定書等」という。）の締結事業者に対し、対象施設等の新設、増設及び変更がある場合、計画立案段階で公害防止協定書に定める排出基準や周辺環境への影響について協議・報告することを求め、当該計画に伴い発生する環境負荷に対して適切な対策がとられているかを確認しています。また、必要に応じて公害防止協定書等を改定しています。

令和3年度は、設備の更新等に係る報告を10件受け付けています。

さらに、公害防止協定書等の締結事業者（公害防止協定書18事業所、覚書2事業所）からは環境負荷項目に関する自主検査結果等の報告を定期的に受けるとともに、事業所への立入調査を実施

し、公害防止協定書の遵守状況を確認しました。また、大気汚染物質の排出量が多い事業所については、窒素酸化物濃度や硫黄酸化物濃度等のデータをテレメータシステムにより常時監視し、公害防止協定書の遵守状況について確認しています。

なお、事故や公害発生時等には公害防止協定書等の締結事業者から報告を受けることとしており、令和3年度は報告が必要な事案はありませんでした。

このほか、公害防止協定書の進行管理に関し、公害防止協議会を組織し、関係自治体の意見調整を図っています（表2-5-4-3）。令和3年度は仙塩地域七自治体公害防止協議会を1回開催し、関係自治体や事業者との連絡及び調整を行いました。

▼表2-5-4-3 公害防止協議会設置状況

協議会名	目的	構成自治体	設置年月日
仙塩地域七自治体公害防止協議会	仙台港湾公害防止対策地域に立地する事業所と公害防止協定等の締結及びその執行についての審議調整	宮城県・仙台市・塩竈市・名取市・多賀城市・七ヶ浜町・利府町	S47. 8. 17
相馬共同火力発電株式会社新地発電所に係る公害防止協議会	相馬共同火力発電株式会社新地発電所の公害防止協定に関する意見の調整	宮城県・角田市・岩沼市・柴田町・丸森町・亘理町・山元町	H 1. 11. 6
細倉鉱山に係る公害防止連絡協議会	細倉鉱山の公害防止協定に関する意見の連絡調整	宮城県・栗原市・登米市	H 14. 10. 5

(3) 自然環境保全協定

自然保護課

開発面積が20ha以上の開発行為について、自然環境保全条例及び「大規模開発行為に関する指導要綱」(昭和51年宮城県告示第830号)に基づき、開発行為者と「自然環境保全協定」を締結し、自然緑地の保全や植生回復等の自然環境の保全上必要な措置を講じるよう指導しています（表2-5-4-4）。

また、これらの造成工事等が開発途中で廃止又は中止されることにより、災害の発生を招くことのないよう、「開発行為の廃止等に伴う災害防止

工事及び植生回復工事施行に関する契約」を協定と同時に締結し、開発行為者に防災工事保証金を預託させるなどして、自然環境の保全に留意した開発を行うよう指導しています。

さらに、必要に応じて防災パトロールを行うとともに、開発行為の完了時には工事の完了と自然緑地及び造成緑地の保存状態の確認を行うなど、開発行為に伴う災害の防止や協定等の履行を確保するために必要な措置を講じています。

▼表2-5-4-4 自然環境保全協定の締結実績

	住宅団地	別荘地	工場団地	ゴルフ場	レジャーランド	教育施設	その他	計
平成25年度以前	36	1	4	24	8	3	4	80
平成26年度								0
平成27年度							4	4
平成28年度							3	3
平成29年度							7	7
平成30年度	1						7	8
令和元年度							2	2
令和2年度							3	3
令和3年度							1	1
合計	37	1	4	24	8	3	31	108

※その他には太陽光発電施設が含まれる。

## 2 開発行為等における環境配慮

### (1) 環境影響評価制度と自主的な環境配慮の取組

環境対策課

#### ○ 法令による環境影響評価の実施状況

環境影響評価は、事業者自らが大規模な開発事業の実施前に環境にどのような影響を与えるかについて、環境保全の見地から広く意見を聴きながら、調査・予測・評価を行い、環境に配慮していく制度であり、環境保全に関する重要かつ有効な手段となっています。

県は、昭和51年度に「公害の防止及び自然環境の保全に関する環境影響評価指導要綱」、平成5年度に「宮城県環境影響評価要綱」、さらに平成10年3月に「環境影響評価条例」(平成10年宮城県条例第9号)を制定して制度の充実を図り、大規模な開発を行う事業者に対して環境影響評価の実施を指導しています。

令和3年度は、同条例に基づきG-Bio石巻須江発電事業について、公聴会を開催し、広く県民の

意見を聞いた他、準備書について、県環境影響評価技術審査会の意見を踏まえ、事業者宛て知事意見を提出しました。令和3年度までに同条例に基づき実施した手続きは合計9件です。

一方、国においては、昭和59年に「環境影響評価の実施について」が閣議決定され、環境影響評価実施要綱を制定しており、さらに、平成9年6月には環境影響評価法を制定しています。

令和3年度は環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書(太陽電池発電所1件)、環境影響評価方法書(風力発電所9件)及び環境影響評価準備書(風力発電所1件)について、県環境影響評価技術審査会の意見を踏まえ、主務大臣または事業者宛て知事意見を提出しました。同法に基づき手続きを実施した事業は合計32件(途中で手続きを中止したものを含む)、東日本大震災復興特別区域法に基づく特定環境影響評価手続きを実施した事業は合計2件です。

▼表2-5-4-5 環境影響評価条例に基づく環境影響評価実施状況

事業の名称	事業者	場所	規模	実施状況
大和リサーチパーク造成事業	(社)宮城県土地開発公社	大和町	78.5ha	H 12. 10. 5 方法書 H 15. 3. 17 準備書 H 15. 10. 6 評価書
河南町多目的ふれあい交流施設整備事業	河南町	河南町	29.1ha	H 13. 2. 7 方法書 H 14. 12. 24 準備書 H 15. 7. 10 評価書
仙台松島道路4車線化事業	(社)宮城県道路公社	利府町松島町	11.5km	H 15. 10. 10 方法書 H 19. 7. 11 準備書 H 20. 3. 3 評価書
(仮称)富谷町成田二期北土地区画整理事業	富谷町成田第二土地区画整理組合設立準備委員会	富谷町	199.8ha	H 20. 10. 31 方法書
気仙沼市民の森風力発電事業	(株)気仙沼市民の森風力発電所	気仙沼市	7,480kW	H 25. 5. 17 方法書 H 26. 1. 23 準備書 H 26. 8. 1 評価書
(仮称)アマテラス白石ソーラーファーム建設事業	アマテラス・ソーラー合同会社	白石市	401.8ha	H 29. 3. 9 方法書 H 31. 2. 14 準備書 R 1. 10. 3 評価書
(仮称)石巻港バイオマス発電事業	株式会社レノバ	石巻市	74,950kW	H 29. 11. 28 方法書 H 30. 11. 6 方法書② H 31. 2. 27 準備書 R 1. 9. 30 評価書
G-Bio石巻須江発電事業	合同会社G-Bio石巻須江	石巻市	102,750kW	H 30. 12. 25 方法書 R 3. 3. 26 準備書 R 4. 3. 22 評価書
オニコウベ発電所建設事業 (R1.5.29 事業見直しにより条例対象外事業となる。)	PurpleSol合同会社	大崎市	331.36ha	H 31. 1. 30 方法書

第2部 持続可能な社会の実現に向けた県の取組

▼表2-5-4-6 環境影響評価法に基づく環境影響評価実施状況

事業の名称	事業者	場所	規模	実施状況
仙台市東西線鉄道建設事業	仙台市 (都市計画決定権者)	仙台市	14.0 km	H 12. 10. 23 方法書 H 16. 6. 25 準備書 H 17. 7. 17 評価書
仙塩広域都市計画(仮称)名取市下増田臨空土地区画整理事業及び(仮称)名取市関下土地区画整理事業	宮城県 (都市計画決定権者)	名取市	184 ha	H 13. 2. 12 方法書 H 14. 1. 25 準備書 H 15. 3. 10 評価書
一般国道115号阿武隈東道路建設事業 (H16.2 事業規模縮小により法対象外事業となる)	国土交通省東北地方整備局	丸森町 相馬市 (福島県)	10.3 km	H 13. 4. 23 方法書 H 14. 8. 12 準備書
仙台火力発電所リプレース計画	東北電力株式会社	七ヶ浜町	44.6万 kW	H 16. 4. 13 方法書 H 18. 7. 20 準備書 H 19. 5. 22 評価書
新仙台火力発電所リプレース計画	東北電力株式会社	仙台市	95万 kW級	H 19. 2. 28 方法書 →再手続へ
新仙台火力発電所リプレース計画	東北電力株式会社	仙台市	98万kW級	H 20. 10. 21 方法書 H 22. 8. 24 準備書 H 23. 10. 28 評価書
(仮称)石巻風力発電事業	株式会社ユーラスエナジー ホールディングス	石巻市	20,400kW	H 25. 3. 25 方法書 H 27. 1. 30 準備書 H 29. 9. 8 評価書
鬼首地熱発電所設備更新計画	電源開発株式会社	大崎市	1.5万kW	H 28. 6. 6 配慮書 H 29. 2. 7 方法書 H 30. 2. 28 準備書 H 30. 10. 15 評価書
(仮称)宮城加美風力発電事業	合同会社JRE宮城加美	加美町	42,000kW	H 28. 12. 28 配慮書 H 29. 8. 1 方法書 R 1. 6. 14 準備書 R 2. 10. 19 評価書
鳴瀬川水系鳴瀬川総合開発事業	国土交通省 東北地方整備局	加美町	157ha	H 28. 12. 1 方法書 H 31. 3. 22 準備書 R 2. 5. 8 評価書
(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業	日立サステナブルエナジー 株式会社	白石市 七ヶ宿町	23,000kW	H 30. 4. 9 配慮書 H 30. 12. 9 方法書 R 2. 6. 26 準備書 R 4. 1. 7 評価書
(仮称)白石越河風力発電事業	合同会社白石越河風力	白石市	38,400kW	H 30. 6. 25 配慮書 H 30. 11. 8 方法書 R 3. 6. 23 準備書
(仮称)白石鉢森山風力発電事業	株式会社テクノシステム	白石市	51,000kW	H 30. 7. 3 配慮書
(仮称)大和風力発電事業	株式会社ユーラスエナジー ホールディングス	大和町	60,000kW	R 1. 5. 7 配慮書 R 1. 10. 17 方法書
(仮称)宮城山形北部風力発電事業	株式会社グリーンパワーイン ベストメント	大崎市 加美町 (山形県)	300,000kW	R 1. 6. 4 配慮書 R 2. 1. 20 方法書
(仮称)宮城山形北部Ⅱ風力発電事業	株式会社グリーンパワーイン ベストメント	大崎市 加美町	25,000kW	R 1. 6. 4 配慮書 R 2. 12. 16 方法書
(仮称)大崎鳥屋山風力発電事業	ジャパン・リニューアブル・エ ナジー株式会社	大崎市 加美町	75,000kW	R 1. 8. 7 配慮書
(仮称)丸森風力発電事業	ジャパン・リニューアブル・エ ナジー株式会社	丸森町	63,000kW	R 1. 9. 12 配慮書 R 2. 2. 17 方法書
(仮称)宮城山元風力発電事業 (R2.10.22 事業廃止届出)	東急不動産株式会社	山元町	51,600kW	R 2. 5. 8 配慮書
(仮称)稲子峠ウィンドファーム	株式会社GF	七ヶ宿町	79,800kW	R 2. 5. 28 配慮書 R 2. 12. 1 方法書
(仮称)福島北風力発電事業	日立サステナブルエナジー株 式会社	福島市 桑折町 (福島県)	54,600kW	R 2. 5. 28 配慮書 R 2. 11. 20 方法書
(仮称)六角牧場風力発電事業	川渡風力発電株式会社	栗原市 大崎市	70,000kW	R 2. 7. 2 配慮書 R 2. 12. 16 方法書
(仮称)丸森筆雨風力発電事業	日立サステナブルエナジー株 式会社	丸森町 伊達市 (福島県)	50,400kW	R 2. 7. 20 配慮書 R 2. 12. 21 方法書
(仮称)女川石巻風力発電事業	オリックス株式会社	女川町 石巻市	49,000kW	R 2. 7. 21 配慮書 R 3. 1. 27 方法書
(仮称)京ヶ森風力発電事業	日立サステナブルエナジー株 式会社	女川町 石巻市	63,000kW	R 2. 7. 30 配慮書 R 2. 12. 24 方法書
(仮称)ウィンドファーム八森山	株式会社グリーンパワーイン ベストメント	色麻町 加美町	60,000kW	R 2. 8. 4 配慮書 R 3. 1. 14 方法書
(仮称)宮城西部風力発電事業	日本風力エネルギー株式会社	加美町	107,500kW	R 2. 8. 12 配慮書 R 3. 1. 28 方法書
(仮称)C S 宮城加美町太陽光発電事業	ティード・パワー110合同会社	加美町	49,900kW	R 3. 7. 14 配慮書 R 3. 11. 24 方法書

持続可能な社会の実現に向けた県の取組  
第二部  
全てに共通する施策

▼表2-5-4-7 東日本大震災復興特別区域法に基づく環境影響評価実施状況

事業の名称	事業者	場所	規模	実施状況
常磐線(駒ヶ嶺～浜吉田)復旧事業	新地町 山元町 亘理町	新地町 山元町 亘理町	14.6km	H25. 1. 7 特定評価書 H25. 3. 18 特定評価書 (補正後)
石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業	石巻市	石巻市	87.7ha	H25. 7. 17 特定評価書 H25. 10. 21 特定評価書 (補正後)

○ 事業活動における環境配慮推進ガイドラインの策定

平成21年12月に、県内に立地する面積が20ha以上の工場・事業所を対象に、事業者の自主的な環境配慮の推進を目的とした「事業活動における環境配慮推進ガイドライン」を策定しました。

このガイドラインでは、事業者自らが事業内容や地域の状況に応じた環境マネジメントシステムを構築し、第三者機関によるチェックや事業者と県、市町村との間で締結される環境配慮基本協定などにより実効性の確保を図ることとしています。

※「事業活動における環境配慮推進ガイドライン」の概要については、第5章第4節の「環境配慮基本協定」の記述も御参照ください。

(2) 大規模開発行為への指導

自然保護課

県土の無秩序な開発を防止し、自然と調和した地域社会の発展に資することを目的として、昭和51年に大規模開発行為に関する指導要綱（昭和51年宮城県告示第830号）を制定し、面積が20ha以上の一定の開発行為に関し、必要な基準等を定めるとともに、事業者に対し、その遵守を指導しています。

なお、大規模開発行為の大部分を占めていたゴルフ場及び住宅団地開発は、社会経済情勢等の変化により、昭和62年から平成3年にかけての景気拡大期（いわゆるバブル経済期）に比べると、近年の件数は減少し、代わって太陽光発電施設の設置が増加しています。

▼表2-5-4-8 大規模開発行為実施状況(令和3年度)

(単位:ha)

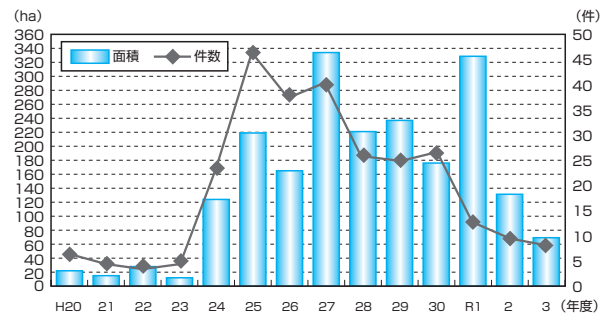
	開発完了		開発中		合計	
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
住宅団地	35	2,671	2	359	37	3,030
別荘地	1	21			1	21
工業団地	4	215			4	215
ゴルフ場	23	2,634	1	248	24	2,882
レジャーランド	6	495	2	203	8	698
教育施設	2	49	1	44	3	93
その他	20	1,290	11	863	31	2,153
合計	91	7,375	17	1,717	108	9,092

※「その他」には太陽光発電施設が含まれる。

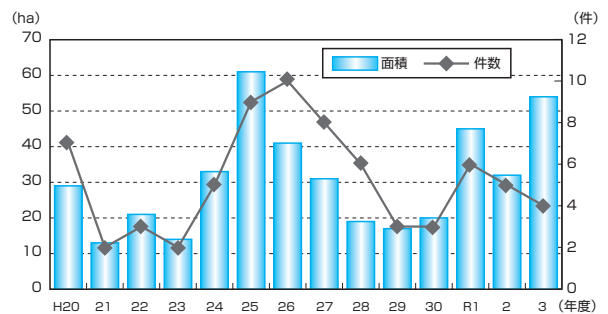
(3) 林地開発許可

自然保護課

東日本大震災後は、復旧・復興工事による土砂採取を目的とする林地開発許可件数が増加していましたが、近年は再生可能エネルギー固定価格買取制度による太陽光発電施設の設置案件が増えており、更には買取価格の低下から大規模化の傾向が見られています。



▲図2-5-4-1 林地開発許可状況



▲図2-5-4-2 林地開発協議状況

## 第5節 規制的措施、公害紛争等の適切な処理及び環境犯罪対策

### 1 規制的措施

規制的手法は、公害を防止するための排出等の規制・抑制や自然環境の適正な保全のための行為の制限など、環境を劣化させる活動を直接制限・禁止するもので、環境保全の効果がより確実であるため、これまで基本的な手段として広範に用いられています。

公害関係法令による特定施設以外の施設等を規制する公害防止条例は、昭和46年4月の施行以降16回の改正を重ねています。また、廃棄物の不

適正処理事案が多発したことから、廃棄物関係法令に加えて産業廃棄物の適正処理を確保するため、産廃処理適正化条例を平成18年4月に施行しています。

平成18年度以降、新たな規制的措施の施行はありませんが、県は、常に法令の適正な運用に努めるほか、科学的知見を踏まえた上で条例の見直しを行うとともに、新たな規制の必要性についても継続的に検討しています。

### 2 公害紛争等の適切な処理

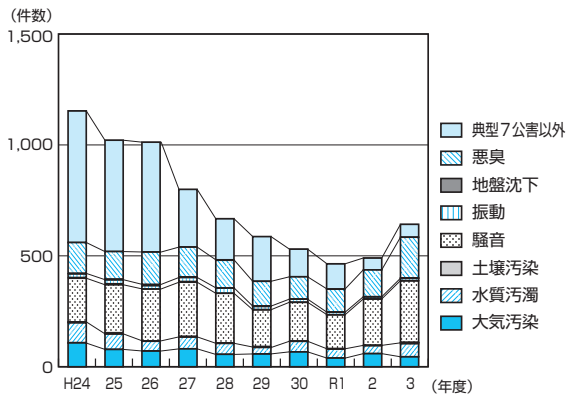
#### (1) 公害苦情の受付状況

環境対策課

令和3年度に県及び市町村の公害苦情相談窓口が受付した公害苦情件数は652件であり、前年度よりも162件増え、令和元年度を境に増加傾向となっています。

公害苦情のうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭のいわゆる典型7公害の苦情件数は587件で、全体の90.0%を占めています。

典型7公害の種類別で見ると、騒音が272件(41.7%)で最も多く、以下、悪臭が194件(29.8%)、水質汚濁が63件(9.7%)、大気汚染が43件(6.6%)となっています。



▲図2-5-5-1 公害苦情件数の推移

#### (2) 市町村別苦情件数

環境対策課

令和3年度に県及び市町村が受付した公害苦情件数は652件で、そのうち市部が555件、町村部が55件となっています。

▼表2-5-5-1 市部・町村部別苦情受理件数の推移

年度	受理件数	宮城県受理件数 件数 <sup>う</sup>	市町村受理件数	
			市部	市町村部
平成24年	1,159	84	752	323
平成25年	1,023	55	686	282
平成26年	1,014	43	694	277
平成27年	802	40	660	102
平成28年	667	34	527	106
平成29年	586	34	446	106
平成30年	529	39	383	107
令和元年	466	38	339	89
令和2年	490	46	406	38
令和3年	652	42	555	55

#### (3) 公害紛争処理

環境対策課

宮城県公害審査会は、「公害紛争処理法」(昭和45年法律第108号)第13条及び「公害紛争処理条例」(昭和46年宮城県条例第14号)第2条の規定に基づいて昭和46年に設置され、各種の公害紛争の処理を行っています。審査会は学識経験者等の委員12人で構成され、調停申請等に基づき委員の中から調停委員等を指名し、紛争の解決を図っています。

令和3年度には1件の調停を受理し、1件の調停が打ち切りとなり、令和3年度末現在では、係属中の事件が1件となっています。

なお、宮城県公害審査会が設置された昭和46年以来、終結した事件は調停23件で、その結果として、「調停成立」8件、「調停打ち切り」8件、「調停取下げ」5件、「調停しない」2件となっています。

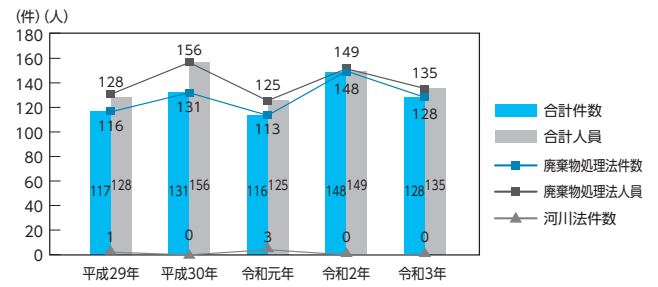
### 3 環境犯罪への対応

県民の生活環境の保全を目的として、環境行政機関との連携を図りながら、生活環境に障害を与える環境犯罪の指導取締りを推進しています。

令和3年中に検挙した環境犯罪は、廃棄物処理法違反で128件135人（前年比-20件、-14人）となっています。

廃棄物処理法違反の特徴としては、半数以上が不法焼却事犯であり、業者による産業廃棄物の不法投棄事犯では、解体業に限らず様々な業者が違反に関わり検挙されるケースが多くありました。

警察本部生活環境課



▲図2-5-5-2 環境犯罪年次別検挙状況(過去5年間)